

## ジョイント・ベンチャーの会計基準とその含意

大 雄 智

### 1. はじめに

本稿の目的は、ジョイント・ベンチャー（ジョイント・アレンジメント）の会計基準の動向を概観するとともに、その基本的なアプローチを検討することである。2011年5月、国際会計基準審議会（IASB）より国際財務報告基準第11号（IFRS 11）「ジョイント・アレンジメント」が公表された。従来、ジョイント・ベンチャーに対する投資の財務報告については、比例連結もしくは持分法が適用されることになっていたが、IFRS 11により比例連結が廃止され、持分法のみが適用されることになった。こうした持分法への一本化の背景には、アメリカの会計基準との差異を縮小するという課題があったが（IFRS 11, par. BC2）<sup>1</sup>、しばしば、ジョイント・ベンチャー投資の財務報告については、むしろ会計情報の有用性の観点から比例連結のメリットが主張されてきた。

本稿では、ジョイント・ベンチャー投資の財務報告方法として、持分法を適用するのか比例連結を適用するのかという問題を、投資成果の表示の観点から検討する。後述のとおり、この問題は、従来、オフ・バランスシート・ファイナンスへの対応や資産概念との整合性といったストックの観点から検討されることが多かった。比例連結を廃止したIFRS 11でも、ジョイント・ベンチャーの資産・負債に関する投資企業（共同支配投資企業）<sup>2</sup>の権利・義務が議論の焦点とされていた。それに対して、本稿では、投資成果の表示に着目し、いわばフローの観点から議論する。

ただし、ジョイント・ベンチャー投資をめぐる会計問題はそれだけではない。ジョイント・ベンチャーの設立にあたっては、投資企業がジョイント・ベンチャーに拠出した非貨幣性資産の売却損益をどう認識するのかという問題もある。また、持分の一部売却によりジョイント・ベンチャーが関連会社となったとき、売却後に投資企業が留保する持分をどう評価するのかという問題もある。これらはいずれも、ジョイント・ベンチャーの会計基準に止まらず、企業結合の会計基準にも波及しうる問題である。本稿では、これらの問題についても、投資成果の認

<sup>1</sup> 後述のとおり、アメリカの会計基準では、以前からジョイント・ベンチャー投資の財務報告方法として持分法のみが適用されてきた。

<sup>2</sup> 本稿では、便宜上、共同支配投資企業を投資企業と呼ぶことにする。共同支配投資企業とは、ジョイント・ベンチャーの当事者のうち、そのジョイント・ベンチャーに対する共同支配を有する者をいう（IAS 31, par. 3）。

識の観点から検討する。

## 2. 共同支配とジョイント・ベンチャー

1971年にアメリカ公認会計士協会 (AICPA) の会計原則審議会 (APB) から公表された意見書第18号 (APBO 18) 「普通株式への投資に対する持分法」では、ジョイント・ベンチャー (会社型ジョイント・ベンチャー) が、小規模のグループによって、独立かつ特定の事業またはプロジェクトとして、そのグループの構成企業相互の利益のために所有・運営される会社と定義されていた (par. 3)。そこでは、子会社とジョイント・ベンチャーとの区別は明らかにされているものの、共同支配の概念については言及されていない。

それに対して、1990年に公表された国際会計基準第31号 (IAS 31) 「ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告」では、共同支配の概念によってジョイント・ベンチャーが定義されている。そこでは、ジョイント・ベンチャーが、複数の当事者が共同支配によって経済活動を行うための契約上の取り決めと定義され、共同支配企業 (jointly controlled entity) だけでなく共同支配の営業活動 (jointly controlled operation) や共同支配の資産 (jointly controlled asset) をも含む概念となっている (pars. 3 and 7)。ただし、多くの共同支配の営業活動では、企業が自己の資源を使用して自己の担当工程を実施する (Milburn and Chant, 1999, par. 2.17)。そこでは、資産を所有する企業と支配する企業が同じである。また、共同支配の資産は、しばしば複数の企業によって共同所有されている (Milburn and Chant, 1999, par. 2.20)。そこでは、資産を共同所有する企業と共同支配する企業が同じである。

ところが、共同支配企業については、ジョイント・ベンチャーが資産を所有し、そのジョイント・ベンチャーを投資企業が共同支配することになる。そこでは、資産を所有する企業と支配する企業が異なり、しかも、その支配は複数の企業によって共有される。このとき、会計上は、ジョイント・ベンチャー投資の実質を、子会社投資や関連会社投資との差異にてらして判断しなければならない。したがって、ジョイント・ベンチャーが共同支配企業の形態をとるときに、厄介な会計問題が生じるといってよい。そうした問題意識から、本稿では、ジョイント・ベンチャーが共同支配企業であるケースを前提に議論する。

IAS 31に取って代わったIFRS 11では、ジョイント・アレンジメントという用語が使用されているが、これも共同支配の概念によって定義されており、従来のジョイント・ベンチャーの定義と実質的な違いはない。ただし、IFRS 11では、このジョイント・アレンジメントが、アレンジメントの当事者の権利と義務にもとづいて、共同支配事業 (joint operation) と共同支配企業 (joint venture) とに分類される (par. 14)。共同支配事業は、アレンジメントを共同支配する企業がアレンジメントの資産に対する権利および負債に関する義務を有するものと定義され、一方、共同支配企業は、アレンジメントを共同支配する企業がアレンジメントの純資産に対する権利を有するものと定義されている (IFRS 11, pars. 15-16)。IAS 31における共同支配企業の範囲とIFRS 11におけるそれとは完全には一致しないが、本稿では、その差異については立ち入らない。

IAS 31では、共同支配が、経済活動に対する契約上合意された支配の共有であり、その活動に関連する戦略的な財務および営業の意思決定について、支配を共有する当事者全員の同意が必要となるときにのみ存在すると定義されている (par. 3)。しかし、1999年に公表されたG4+1

特別報告書では、企業が資産や事業活動に対する支配を他企業と共有するという考え方自体、排他的な支配の存在によって資産や連結の範囲を定義する概念フレームワークと整合しないとの問題提起がなされている (Milburn and Chant, 1999, par. 1.6). すなわち、支配が排他的な概念であるとするれば、共同支配は非支配を意味するはずであり、その対象である資産を会計上認識することができないというわけである。

それでは、共同支配の概念と重要な影響力の概念とはどのような関係にあるのだろうか。前述のとおり、共同支配が存在するためには、契約上の取り決めや支配を共有する当事者全員の同意が必要となる。契約上の取り決めでは、ジョイント・ベンチャーの取締役会メンバーの選任プロセスや当事者の意思決定プロセス等が定められるが (IAS 31, par. 10; IFRS 11, par. B4), これは共同支配に固有の要件といてよい。したがって、共同支配が非支配を意味するとしても、それと重要な影響力とは区別しなければならない。少なくとも概念上は、共同支配は重要な影響力とは違った特別な意味をもっているのである。

### 3. 持分法 vs. 比例連結

#### 3.1 資産概念とジョイント・ベンチャー投資の財務報告

共同支配と重要な影響力との差異に着目すれば、ジョイント・ベンチャー投資と関連会社投資は実質的に異なるということになる。IAS 31では、ジョイント・ベンチャー投資において、投資企業はその持分比率に応じてジョイント・ベンチャーの将来の経済的便益を支配しており、その実質は共同支配の営業活動や共同支配の資産に類似するとみられている (IAS 31, pars. 27 and 40). したがって、従来のIAS 31では、ジョイント・ベンチャー投資の財務報告方法について、持分法ではなく比例連結が標準処理とされていた (pars. 30-37).

しかしながら、投資企業が、ジョイント・ベンチャーの資産、負債、収益、費用のうち持分相当額をその各項目と合算する比例連結は、前述のG4+1特別報告書で提起されているとおり、資産概念との整合性が問題となる<sup>3</sup>。G4+1特別報告書では、投資企業は、その持分比率に相当するジョイント・ベンチャーの個々の資産を支配しているのではなく、ジョイント・ベンチャーの意思決定に対する共同支配権を支配しているにすぎないとみられている (Milburn and Chant, 1999, par. 3.12). そこでは、ジョイント・ベンチャーの資産のうち投資企業の持分相当額を投資企業の資産として認識することは、「企業に支配されている経済的資源」を資産の本質的条件とする概念フレームワークと矛盾すると述べられている (Milburn and Chant, 1999, par. 3.12)<sup>4</sup>。

このような考え方にしたがって、G4+1特別報告書では、持分法がジョイント・ベンチャー投資の財務報告方法として最適であると結論づけられている (Milburn and Chant, 1999, par. 3.27). また、従来のIAS 31でも、代替処理として持分法が認められてきた (pars. 38-41). 資産概念と矛盾する比例連結よりも持分法のほうが概念的に健全な方法ということであろう。たしかに、ジョイント・ベンチャーの資産とジョイント・ベンチャーの意思決定に対する共同支配権とを区別し、後者を投資企業の資産とみれば、資産概念と矛盾しない会計方法が適用できる

<sup>3</sup> 比例連結の報告形式としては、投資企業が、ジョイント・ベンチャーの資産、負債、収益、費用のうち持分相当額を、その各項目と合算せずに、別個の項目として計上する方法も認められている (par. 34).

<sup>4</sup> また、負債についても、ジョイント・ベンチャーの負債のうち投資企業の持分相当額を投資企業の負債として認識することは、第一義的責任のない債務を負債認識することになると述べられている (Milburn and Chant, 1999, par. 3.13).

のである。

比例連結と持分法の選択を認めていた従来のIAS 31に対して、アメリカの会計基準は、APBO 18の公表以来、持分法の適用しか認めてこなかった。そうした差異を縮小するため、IASBは2007年9月に公開草案第9号「ジョイント・アレンジメント」を公表し、持分法への一本化、すなわち比例連結の廃止を提案した。前述のとおり、2011年5月に公表されたIFRS 11によって、すべてのジョイント・ベンチャーに持分法が適用されることになり、少なくとも形式的には、アメリカ基準とのコンバージェンスが達成されたといえる。

ただし、ジョイント・ベンチャーの資産・負債に関する投資企業の権利・義務に着目して持分法への一本化が図られている点には注意を要する。IFRS 11では、投資企業は、ジョイント・ベンチャーの資産に対する権利や負債に関する義務を有しているのではなく、ジョイント・ベンチャーの純資産に対する権利を有しているにすぎないとされ、そうした経済的実質を表現するためには、比例連結ではなく持分法を適用すべきだとされている (par. BC41)。そこでの経済的実質は、投資企業自体の活動とジョイント・ベンチャーを通じた活動とが密接に関連しているかどうかや投資企業がジョイント・ベンチャーの事業に密接に関与しているかどうかといったことのみには依存するのではなく、むしろそうした活動を実施する投資企業の権利と義務に依存すると述べられている (par. BC43)。

投資企業の権利と義務を財務諸表に反映させることこそが表現の忠実性を改善させるとの確信から比例連結を廃止したIASBに対して、比例連結こそがジョイント・ベンチャー投資の経済的実質を忠実に表現し、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすとの意見もある (IFRS 11, par. BC42)。こうした意見は、APBO 18をめぐる議論でもみられ、しばしば、ジョイント・ベンチャーの債務が実質的には投資企業の債務であるとの認識から比例連結の適用が主張されることがあった (Reklau, 1977)。すなわち、大半のケースで投資企業がジョイント・ベンチャーの債務を保証しているならば、そうしたリスクを財務諸表に反映させるために比例連結を適用すべきだというわけである。

また、ジョイント・ベンチャーの資産と負債を投資勘定 (ジョイント・ベンチャー株式勘定) に集約する持分法は、しばしば、その有用性が疑問視されてきた。たしかに資産概念との整合性という観点からは持分法が支持されるかもしれないが、それが財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことになるかどうかはわからない。もしかしたら、概念上の問題はあっても、ジョイント・ベンチャーの資産と負債の各項目を投資企業の持分比率に応じてその資産と負債の各項目に合算する比例連結のほうが有用な財務情報を提供するかもしれない。あるいは、ジョイント・ベンチャーの資産と負債のうち投資企業の持分相当額を、その資産と負債に合算することなく別個の項目 (たとえば、「ジョイント・ベンチャーの固定資産に対する当社持分」など) として計上する拡張持分法 (expanded equity method) のほうが、情報のロスが少なく有用であるかもしれない<sup>5</sup>。

Graham et al. (2003) は、比例連結の適用が要求されているカナダの企業をサンプルに比例連結と持分法の情報内容を比較し、比例連結のほうが持分法よりも株主資本利益率の予測にとって有用な情報を提供すると証拠を示している。また、Kothavala (2003) もカナダの企業をサ

<sup>5</sup> 拡張持分法についてはDieter and Wyatt (1978) を参照。なお、持分法、比例連結、拡張持分法のうちどの方法を適用しても株主資本と純利益は同額になる。異なるのはジョイント・ベンチャー投資に関する財務情報の集約度である。

ンプルに両者の情報内容を比較し、比例連結のほうが持分法よりも株価変動を説明する一方、持分法のほうが比例連結よりも債券格付けを説明するとの証拠を示している。さらに、Soonawalla (2006) は、カナダ、イギリス、アメリカの企業をサンプルに、ジョイント・ベンチャー投資や関連会社投資に関する会計数値を集約すると、利益予測情報や株式評価情報のロスが生じることを示している。

IASBは、比例連結の廃止が情報のロスにつながるのではないかと懸念に、注記開示の改善によって対応しようとしている(IFRS 11, par. BC45)。すなわち、投資企業は、重要な個々のジョイント・ベンチャーについて、その要約財務情報を開示し、集約前の詳細な情報を財務諸表利用者に提供しなければならない(IFRS 12, pars. B12-B13)。こうした注記開示により、財務諸表利用者はジョイント・ベンチャーに対する持分やそれに関連するリスクを評価することができると考えられているのである。

### 3.2 投資成果の表示とジョイント・ベンチャー投資の財務報告

ジョイント・ベンチャー投資の財務報告方法として、持分法を適用するのか比例連結を適用するのかという問題は、会計上、経済的実質をどのようにとらえるのかという問題と深くかかわっている。持分法の適用を要求するIASBは、ジョイント・ベンチャーの純資産に対する投資企業の権利に着目しているのに対し、比例連結の適用を主張する人々は、ジョイント・ベンチャーをめぐる投資企業の活動やリスクに着目している。前者では、資産概念と矛盾しないように、持分法によって投資企業の権利が認識されることになる。後者では、たとえば、投資企業が第一義的責任を負わない債務であっても、債務保証のリスクを表現するために、比例連結によってその債務が認識されることになる。

ただし、ジョイント・ベンチャー投資の財務報告方法は、ストックの観点からだけでなくフローの観点からも検討される必要がある。持分法では、ジョイント・ベンチャーの損益のうち投資企業の持分相当額がその損益計算書(包括利益計算書)に表示されるが、国際会計基準第1号(IAS 1)「財務諸表の表示」によると、純額で金融費用の次に表示されることになっている(par. 82(c))。また、アメリカのSECのルールでも、純額で税金費用の次に表示されることとされている(Regulation S-X, § 210.5-03.12)<sup>6</sup>。このように、持分法では、一般に、ジョイント・ベンチャー投資の成果が営業損益とは別に表示されることになる。

ジョイント・ベンチャー投資の成果が純額で、かつ、投資企業の営業損益とは別に表示される持分法に対して、比例連結では、ジョイント・ベンチャーの収益と費用の各項目が投資企業の持分比率に応じてその収益と費用の各項目に合算される。したがって、投資企業の直接的な事業投資の成果とジョイント・ベンチャー投資の成果とが区別されない。拡張持分法では、ジョイント・ベンチャーの収益と費用のうち投資企業の持分相当額が、投資企業の収益と費用に合算されることなく別個の項目として計上される。いずれにしても、ジョイント・ベンチャー投資の成果が投資企業の営業損益に反映されることになる。

投資成果の表示の観点からすると、ジョイント・ベンチャー投資の成果を営業外損益項目に集約する必然性は明らかでない<sup>7</sup>。投資企業の株主にとって、ジョイント・ベンチャー投資は自社の事業投資の一環であり、その成果と他の事業成果とを区別する理由はないようにみえる。

<sup>6</sup> 日本でも、持分法による投資損益は純額で営業外収益または営業外費用に含まれることになっている。

<sup>7</sup> 同じ議論は関連会社投資の成果の表示についてもあてはまる。

もしジョイント・ベンチャー投資の成果を、その他の事業成果と同じように表示しようとするれば、持分法ではなく比例連結や拡張持分法が適用されるはずである。ここでは、ジョイント・ベンチャー投資の成果が他の事業投資と同じように営業損益に含められ、投資の性質に合った損益表示が行われることになる。

現実には、ジョイント・ベンチャー投資の財務報告方法を持分法から比例連結に変更したケースや、持分法による投資損益を営業損益に反映させているケースがみられる。いずれも投資の性質に合った損益表示が選択されたケースだが、前者が資産概念との整合性を犠牲にしているのに対して、後者にはそうした問題がない。そこで以下では、それぞれの事例の概要を記述しよう。前者は日産自動車株式会社の事例であり、後者はソニー株式会社の事例である<sup>8</sup>。

### (1) 日産自動車の事例

日産自動車は、2003年6月、中国の東風汽車会社と乗用車・商用車・バス・トラック等の製造・販売などを事業内容とするジョイント・ベンチャー（東風汽車有限公司）を設立した。設立された新会社の資本金は167億人民元（約2,400億円）で、東風汽車がそのうちの50%を現物で出資し、日産自動車が残りの50%を現金で出資したといわれている。日産自動車は、この東風汽車有限公司を2004年3月期決算から持分法適用関連会社とし、その損益の50%を持分法による投資損益として営業外損益に反映させた。東風汽車有限公司への投資も日産自動車の事業投資の一環であるが、損益計算書上は、その成果が営業外損益とされ、他の事業投資の成果と区別されたのである。

ところが、日産自動車は、2004年度に100%子会社（日産（中国）投資有限公司）を設立し、同社に東風汽車有限公司の全株式を譲渡した（日本経済新聞、2004年4月13日付朝刊）。これにより、日産自動車に代わってその100%子会社が東風汽車有限公司株式の50%を直接所有することになったが、結果的に、これが会計方針の変更につながった。中国の企業会計制度では、ジョイント・ベンチャー投資に比例連結が適用されることになっており（近藤、2004、280頁）、東風汽車有限公司の資産、負債、収益、費用の各項目の50%が日産自動車の100%子会社である日産（中国）投資有限公司の各項目と合算された。したがって、日産自動車は、この100%子会社を全部連結することにより、東風汽車有限公司のストックとフローの50%を自社のストックとフローに取り込んだのである。

このように、日産自動車は、中国に設立した100%子会社をとおしてジョイント・ベンチャーを連結の範囲に含め、その損益の50%を自社の営業損益に反映させた。100%子会社をとおして比例連結を適用したわけである。前述のとおり、比例連結には資産概念と整合しないという問題があるが、持分法にも事業投資の成果が営業損益に反映されないという問題がある。日産自動車の株主にとって、このジョイント・ベンチャー投資が他の事業投資と同じように重要であるとすれば、その成果を持分法による投資損益に集約し、しかもそれを営業外損益として表示することは、投資の性質と合わない損益情報を提供することになりかねない。そうした投資成果の表示の観点からすると、持分法よりもむしろ比例連結が支持されるのである<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 前者の日産自動車の事例については、大雄（2009）を参照されたい。

<sup>9</sup> ただし、新聞報道によると、日産自動車では、IFRS 11で比例連結が廃止されたことに鑑みて、2014年3月期決算から東風汽車有限公司の損益表示を比例連結から持分法に変えることが検討されているようである（日本経済新聞、2012年10月18日付朝刊）。

## (2) ソニーの事例

ソニーは、2001年10月、スウェーデンのTelefonaktiebolaget LM Ericssonと携帯電話端末事業におけるジョイント・ベンチャー、Sony Ericsson Mobile Communications, AB (ソニー・エリクソン) を設立し、同社を持分法適用関連会社 (ソニーの持分は50%) とした。また、2004年4月には、韓国のSamsung Electronics Co., LTDと液晶ディスプレイパネル製造を行うジョイント・ベンチャー、S-LCDを設立し、同社を持分法適用関連会社 (ソニーの持分は50%マイナス1株) とした<sup>10</sup>。これらはいずれもソニーの事業戦略上重要なジョイント・ベンチャーと位置づけられていたが、損益計算書上、その成果は営業損益には反映されていなかった。前述のSECのルールに準拠していたのである。

ところが、ソニーは2009年3月期決算から持分法による投資損益を営業損益に反映させている。ソニーの2008年度の有価証券報告書には以下のような記載がある。

ソニーは連結財務諸表の表示と事業についてのマネジメントの見解との一貫性を確保するために、定期的に表示方法の見直しをしています。ソニーは持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考え、2008年度より、従来「少数株主利益 (損失)」の後、「当期純利益 (損失)」の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示し、これにともない、2007年度の「持分法による投資利益」の表示を2008年度の表示に合わせて組替え再表示しています。この組替え再表示により、2007年度の営業利益および税引前利益は100,817百万円増加しており、2008年度の営業損失および税引前損失は25,109百万円増加しています。なお、当期純損益に対する影響はありません。(2008年度有価証券報告書)

SECのルールでは、事業環境にてらして正当であれば、持分法適用関連会社の成果を営業損益に反映させることが認められており (Regulation S-X, § 210.5-03.12)、ソニーは、事業戦略上の重要性に鑑みて、ジョイント・ベンチャー投資の成果を営業損益の一部として表示することを決めたのである。成果が純額で表示される点は変わらないが、営業損益の一部として表示されることにより、以前よりも投資の性質に合った損益情報が提供されることになったといえる。こうしてソニーは、資産概念との整合性を犠牲にすることなく、ジョイント・ベンチャー投資の成果を営業損益に反映させたのである。

日産自動車やソニーのケースは、ジョイント・ベンチャー投資について、貸借対照表には持分法を適用し、損益計算書には比例連結に準じた方法を適用する余地があることを示唆している。資産概念との整合性を図りながら、投資の性質に合った損益情報を提供するには、いわば部分比例連結のような方法を工夫してもよいかもしれない。事実、かつてのアメリカの実務では、貸借対照表に比例連結が適用されながら損益計算書には持分法が適用されている事例や、反対に、貸借対照表に持分法が適用されながら損益計算書には比例連結が適用されている事例が多数みられたようである (Reklau, 1977)。

<sup>10</sup> さらに、2004年8月には、ドイツのBertelsmann AGと音楽制作事業のジョイント・ベンチャー (SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT) を設立しているが、これについては、2008年10月にBertelsmannの所有していた持分50%を買収して完全子会社化している。

#### 4. 非貨幣性資産の抛出と持分の一部売却

前述のとおり、IFRS 11では、ジョイント・ベンチャーの資産・負債に関する投資企業の権利・義務に着目して持分法への一本化が図られている。本節では、そうしたアプローチを踏まえて、設立時および持分売却時の会計処理を検討する。前者では、投資企業がジョイント・ベンチャーに抛出した非貨幣性資産の売却損益をどう認識するのが問題となり、後者では、売却後に投資企業が留保する持分をどう評価するのが問題となる。

いま、企業が非貨幣性資産を抛出して他企業とジョイント・ベンチャーを設立するとしてしよう。このとき、設立前に投資企業が単独で支配していた非貨幣性資産は、設立後は他の投資企業と共同で支配されることになる。すなわち、投資企業はその非貨幣性資産に対する排他的な支配を喪失し、代わりにジョイント・ベンチャーに対する共同支配を獲得する。会計上は、投資企業が抛出した非貨幣性資産の売却損益をどう認識するか、つまり、売却損益の認識範囲が問題となる。

ジョイント・ベンチャーへの現物出資では、投資企業は抛出资産に対する支配を完全に喪失するわけでも、完全に保持するわけでもない。たとえば、投資企業がジョイント・ベンチャーに非貨幣性資産を抛出し、それと交換にジョイント・ベンチャー株式の50%を取得したとしてしよう。このとき、投資企業が非貨幣性資産の50%に対する支配を喪失し、残りの50%に対する支配を保持すると解釈したとする。すなわち、投資企業の非貨幣性資産の50%は他の投資企業に売却されたとみるわけである。そうすると、投資企業は抛出した非貨幣性資産の簿価と公正価値との差額のうち50%を売却損益として認識することになる。

しかし、このような考え方は、排他的な支配の存在によって資産を定義する概念フレームワークと矛盾する。ジョイント・ベンチャーに対する持分比率が50%であったとしても、投資企業は抛出资産の半分を自由に使用したり処分したりすることはできないのである。したがって、投資企業が抛出资産の50%を他の投資企業に売却したと擬制することもできない。会計上は、投資企業が抛出资産に対する支配を完全に喪失したとみるか完全に保持しているかとのどちらかしかない。資産概念との不整合を理由に比例連結が否定されるならば、同じ理由で売却損益の比例配分も否定されるのである。

ここで、G4+1特別報告書のように、ジョイント・ベンチャーの資産とジョイント・ベンチャーの意思決定に対する共同支配権とを区別し、後者を投資企業の資産と考えてみよう。この考え方では、投資企業は抛出资産に対する支配を喪失し、代わりに共同支配権という営業資産を取得するとみなされる。つまり、ジョイント・ベンチャーへの現物出資は投資企業にとって新規の事業投資とみることができるのである。このように、資産に対する支配の喪失によって投資の清算を擬制するならば、投資企業は抛出した非貨幣性資産の簿価と公正価値との差額の全額を売却損益として認識することになる。

ところが、IAS 31および解釈指針委員会解釈指針第13号 (SIC 13) 「共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の抛出」では、抛出资産の所有に伴う重要なリスクと経済価値がジョイント・ベンチャーに移転している場合、投資企業は抛出资産の簿価と公正価値との差額のうち他の投資企業の持分に帰属する部分を売却損益として認識することとされている (IAS 31, par 48; SIC 13, par. 5)<sup>11</sup>。したがって、前述の例では、抛出した非貨幣性資産の簿価と公正

<sup>11</sup> 後述のとおり、この規定は2011年に改訂されたIAS 28にも含まれている (par. 28)。ただし、所有に伴う重要なリスクと経済価値の移転に関する条件は削除されている (par. BC35)。

価値との差額のうち50%が売却損益として認識されることになる。そこでは、売却損益の比例配分が要求されているのである。

ただし、IFRS 11では、ジョイント・ベンチャーの資産・負債に関する投資企業の権利・義務に着目して持分法への一本化が図られており、ジョイント・ベンチャーへの現物出資についても、その観点から会計処理が規定されるはずである。投資企業がジョイント・ベンチャーに非貨幣性資産を拠出すると、その資産に対する投資企業の権利（支配）は喪失し、その資産に対する従来の投資は清算されたとみられる。したがって、拠出資産の簿価と公正価値との差額の全額が損益認識されることになるはずである。しかしながら、2011年に改訂された国際会計基準第28号（IAS 28）「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」では、他の投資企業の持分に帰属する部分のみが損益認識されることになっている。ストックの比例連結は否定されているものの、フローの比例配分は否定されていないのである。

前述の例において、投資企業が拠出した非貨幣性資産が子会社株式であったとしよう。ジョイント・ベンチャーへの拠出により投資企業は子会社に対する支配を喪失するため、そこで子会社投資は清算されたとみられる。投資企業は子会社株式と交換にジョイント・ベンチャー株式を取得するが、それは新規の事業投資であり、取得したジョイント・ベンチャー株式は拠出した子会社株式の公正価値で評価されることになる。したがって、投資企業は拠出した子会社株式の簿価と公正価値との差額の全額を売却損益として認識することになる。支配の喪失によって投資の清算を擬制する近年の会計基準にしたがえば、このケースで売却損益の50%のみを認識することは、そのアプローチと整合しないのである。しかしながら、前述のIAS 28によれば、このケースでも売却損益が比例配分され、その50%のみが認識されることになる。

こんどは、投資企業がジョイント・ベンチャー株式を一部売却し、共同支配を喪失するケースを考えよう。投資企業が売却後の留保持分をとおして重要な影響力を保持する場合、会計上は、その留保持分を公正価値に評価替えするかどうかが問題となる。投資先企業がジョイント・ベンチャーから関連会社に変化したとしても、事業投資は継続していると考えられるならば、留保持分は簿価のまま繰り越され、売却持分の簿価と公正価値との差額のみが損益認識される。それに対して、共同支配から重要な影響力への変化を投資の清算の契機とみるならば、留保持分が公正価値に評価替えされ、その評価差額も損益認識されることになる。そこでは、投資企業が、いったんジョイント・ベンチャー株式を全部売却したうえで、ただちにその一部を買い戻したと仮想されるのである。

このケースについて、IAS 28では、投資企業の留保持分の評価替えは行われなかったことになっている（par. 24）。概念上、共同支配と重要な影響力は明確に区別されているものの、投資成果の認識上、その区別は決定的に重要なものではない。おそらくそこでは、共同支配から重要な影響力への変化は、投資企業の権利の範囲を変化させるものではないという理由で、投資の清算の契機とはならないと考えられているのであろう。

## 5. おわりに

ジョイント・ベンチャー投資の財務報告方法として、持分法を適用するのか比例連結を適用するのかという問題は、支配概念や資産概念との整合性といったストックの観点からだけでなく、事業投資の損益表示といったフローの観点からも検討される必要がある。IFRS 11によっ

て廃止された比例連結は、たしかに、排他的な支配の存在によって資産を定義する概念フレームワークと首尾一貫しないが、一方で、ジョイント・ベンチャー投資の成果が営業損益に反映され、投資の性質に合った損益情報を提供できるというメリットがある。前述のとおり、資産概念との整合性を図りながら、投資の性質に合った損益情報を提供するために、貸借対照表には持分法を適用し、損益計算書には比例連結に準じた方法を適用するという工夫があってもよい。

また、投資企業がジョイント・ベンチャーに拠出した非貨幣性資産の売却損益をどう認識するのかという問題については、拠出資産に対する支配の喪失に着目するか、投資成果（拠出資産への投資の成果）に対する持分の減少に着目するかで、売却損益の認識範囲が異なる。排他的な支配の喪失によって投資の清算を擬制する近年の会計基準にしたがえば、拠出資産の簿価と公正価値との差額の全額が損益認識されるはずだが、IAS 28では、他の投資企業の持分に帰属する部分のみが損益認識されることになっている。そこでは、結果的に、支配から共同支配への変化よりも、投資成果に対する持分の減少が会計処理に反映されている。ジョイント・ベンチャー株式の一部売却のケースでも、売却持分の簿価と公正価値との差額のみが損益認識されることになっており、共同支配から重要な影響力への変化よりも、投資先企業の成果に対する持分の減少が会計処理に反映されている。すなわち、損益認識においては、持分比率による按分という操作がまだ機能しているのである。

## 引用文献

- American Institute of Certified Public Accountants (1971), Accounting Principles Board, *APB Opinion No. 18: The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*.
- Dieter, R. and A. R. Wyatt (1978), "The Expanded Equity Method: An Alternative in Accounting for Investments in Joint Ventures," *The Journal of Accountancy*, Vol. 145, No. 6, pp. 89-94.
- Graham, R. C., R. D. King, and C. K. J. Morrill (2003), "Decision Usefulness of Alternative Joint Venture Reporting Methods," *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 3, pp. 123-137.
- International Accounting Standards Board (2007), *Exposure Draft*, ED 9 Joint Arrangements.
- International Accounting Standards Board (2011), *International Accounting Standard 28: Investments in Associates and Joint Ventures*.
- International Accounting Standards Board (2011), *International Financial Reporting Standard 11: Joint Arrangements*.
- International Accounting Standards Board (2011), *International Financial Reporting Standard 12: Disclosure of Interests in Other Entities*.
- International Accounting Standards Committee (1990), *International Accounting Standard 31: Financial Reporting of Interests in Joint Ventures*.
- International Accounting Standards Committee (1997), *International Accounting Standard 1: Presentation of Financial Statements*.
- International Accounting Standards Committee (1998), Standing Interpretations Committee, *SIC Interpretation 13: Jointly Controlled Entities: Non-Monetary Contributions by Venturers*.
- Kothavala, K. (2003), "Proportional Consolidation versus the Equity Method: A Risk Measurement Perspective on Reporting Interests in Joint Ventures," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 22, No. 6, pp. 517-538.
- Milburn, J. A., and P. D. Chant (1999), *G4+I Special Report: Reporting Interests in Joint Ventures and Similar Arrangements*, Financial Accounting Standards Board.
- Reklau, D. L. (1977), "With the Increasing Use of Joint Ventures, Is the Equity Method Still Appropriate?" *The Journal of Accountancy*, Vol. 144, No. 3, pp. 96-103.
- Soonawalla, K. (2006), "Accounting for Joint Ventures and Associates in Canada, UK, and US: Do US

Rules Hide Information?" *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol. 33, Nos. 3/4, pp. 395-417.  
大雄智 (2009) 『事業再編会計—資産の評価と利益の認識』国元書房.  
近藤義雄 (2004) 『中国現地法人の経営・会計・税務 (第3版)』中央経済社.

(本稿は, 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 (C)・課題番号23530571による研究成果の一部である.)

[おおたか さとる 横浜国立大学大学院国際社会科学部准教授]

[2012年11月12日受理]